（承認の取消し）

第八十七条　金融庁長官は、前条第一項各号に掲げる場合又は標準的手法採用最終指定親会社が同条第二項に定める提出義務を怠った場合であって、エクスポージャー変動額推計モデルを継続して使用させることが不適当と判断したときは、当該標準的手法採用最終指定親会社について第八十一条の承認を取り消すことができる。

（その他資本市場取引への準用）

第八十八条　第八十一条から前条までの規定は、その他資本市場取引のうち派生商品取引以外のものについて準用する。この場合において、第八十三条第三項第二号中「五」とあるのは「十」と、「5」とあるのは「10」と、同条第四項中「五」とあるのは「十」と読み替えるものとする。

第八目　包括的手法における担保付派生商品取引

（計算方法）

第八十九条　標準的手法採用最終指定親会社が包括的手法を適用する場合であって、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレント・エクスポージャー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポージャーの額は、次の式により算出する。

$E^{*}=(RC+アドオン)-C_{A}$

E^{*}は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

RCは、第四十七条第一項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第一項第二号に定めるグロスのアドオン

C_{A}は、Hc（適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率）及びHfx（エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率）を適用した後の担保額

2　法的に有効な相対ネッティング契約が存在する場合は、前項のRCは第四十七条第二項に定めるネット再構築コストとし、また、アドオンは同条第三項に定めるネットのアドオンとする。

3　前項に規定する場合において、第一項のHfxは、当該相対ネッティングが行われる場合の決済通貨と金融資産担保の通貨が異なるときに適用するものとする。

第四款　簡便手法

（前提条件）

第九十条　標準的手法採用最終指定親会社は、適格金融資産担保について簡便手法を用いる場合、次の条件を満たさなければならない。

一　エクスポージャーの残存期間が、当該適格金融資産担保の残存期間を超えていないこと。

二　当該適格金融資産担保が、少なくとも六月に一回以上再評価されること。

（計算方法）

第九十一条　簡便手法においては、標準的手法採用最終指定親会社は、エクスポージャーの額のうち信用リスク削減手法の適用されている部分について、取引相手に対するリスク・ウェイトに代えて、担保となる資産のリスク・ウェイトを適用する。ただし、次条各号に該当する場合を除き、リスク・ウェイトは二十パーセントを下回らないものとする。

（二十パーセント・フロアの適用除外）

第九十二条　適格金融資産担保付取引が次の各号に掲げるものである場合には、前条の規定にかかわらず、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。

一　第七十七条に該当するレポ形式の取引であるとき　零パーセント

二　レポ形式の取引であって、取引相手が中核的市場参加者に該当しないことを除き第七十七条の条件を満たすとき　十パーセント

三　派生商品取引に係るエクスポージャー（カレント・エクスポージャー方式を使用する場合に限る。）と担保が同一の通貨建てであり、かつ、標準的手法採用最終指定親会社が毎営業日に時価評価を行っている場合において、現金又は預金が担保であるとき　零パーセント

四　前号に規定する場合において、中央政府等又は我が国の地方公共団体の発行する債券が担保であり、かつ、当該債券の標準的手法におけるリスク・ウェイトが零パーセントのとき　十パーセント

五　エクスポージャーと担保が同一の通貨建てであり、かつ、次のイ又はロに該当するとき（レポ形式の取引又は派生商品取引である場合を除く。）　零パーセント

イ　担保が現金又は預金であること。

ロ　担保が中央政府等又は我が国の地方公共団体の発行する債券であって、当該債券の標準的手法におけるリスク・ウェイトが零パーセントであり、かつ、担保価額を時価の八十パーセント以下としていること。

第五款　貸出金と預金の相殺

（貸出金と預金の相殺）

第九十三条　標準的手法採用最終指定親会社は、次に掲げる条件をすべて満たす場合には、相殺契約下にある貸出金と預金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とすることができる。ただし、貸出金と預金の通貨が同一でない場合には、第七十条第二項又は第七十三条第三項第三号に定めるところに従って、担保とエクスポージャーの通貨が異なる場合のボラティリティ調整率を預金の額に適用することを要する。

一　当該標準的手法採用最終指定親会社は、取引相手（相殺の対象となる預金の預金者をいう。以下この款において同じ。）の債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令その他これらに類する事由にかかわらず、当該取引に関連する国において貸出金と預金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。

二　当該標準的手法採用最終指定親会社が、同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と預金をいずれの時点においても特定することができること。

三　預金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること。

四　関連するエクスポージャーについて、貸出金と預金の相殺後の額が、監視及び管理されていること。

2　前項に定めるボラティリティ調整率の計算に係る条件については、包括的手法に関する規定を準用する。ただし、最低保有期間は十営業日とする。

第六款　保証及びクレジット・デリバティブ

第一目　適格要件

（保証及びクレジット・デリバティブに共通の条件）

第九十四条　標準的手法採用最終指定親会社が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、当該保証又はクレジット・デリバティブは、次の各号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

一　保証又はクレジット・デリバティブが、保証人又はプロテクション提供者に対する直接的な債権となっていること。

二　被保証債権若しくは原債権又は保証若しくはクレジット・デリバティブの対象となしうる債権の範囲が明らかになっていること。

三　当該標準的手法採用最終指定親会社が保証若しくはクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果の提供を受けるために必要な支払を行わない場合又は第百六条第二号イに基づく取扱いを行う場合を除いて、信用リスク削減効果の提供が中止されないこと。

四　被保証債権又は原債権の債務者の信用度が悪化した場合に継続して信用リスク削減効果を享受するために、保証人又はプロテクション提供者に対する支払を実質的に追加することが必要とされないこと。

五　保証又はクレジット・デリバティブ契約の文書が作成されていること。

六　保証又はクレジット・デリバティブは、被保証債務について支払不履行が生じた場合又はクレジット・デリバティブについて第九十六条第一号イからハまでに掲げる事由（第九十七条の規定を適用する場合においては、第九十六条第一号イ又はロに掲げる事由）が生じた場合に、保証人又はプロテクション提供者が適時に支払を行うことを妨げる条項を含まないこと。